

農業振興普及部だより

みどりのこだま

～ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動～

第 99 号

令和3年10月8日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL (0244) 26-1150
FAX (0244) 26-1169
E-mail : shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

第62回福島県農業賞 受賞式

南相馬市の有限会社高ライスセンターが第62回県農業賞の最高賞である農林水産大臣賞を受賞されました。



県知事と高ライスセンター佐々木社長（左）と佐々木取締役（右）

2021年9月3日（金）に杉妻会館（福島市）で受賞式が行われ、佐々木教喜社長と佐々木辰一取締役が出席し、内堀知事から表彰状が手渡されました。

受賞にあたり、佐々木社長が全受賞者を代表して「農業者が誇りを持って、安全・安心・おいしい農産物を消費者へ届けていきたい。」と謝辞を述べられました。

なお、今回の受賞は、審査員から「栽培技術の向上や先進的技術の導入に努め、地域農業のけん引者として、遊休農地発生防止や雇用創出に尽力されている」ことが評価され、最高賞の農林水産大臣賞となりました。



謝辞を述べる佐々木社長

【佐々木社長からの受賞コメント】

受賞は地元のは場整備に関わった方々の努力のたまものです。

また、弊社設立から今日まで、ご協力いただいた方々に改めて感謝申し上げます。

農業従事者が減少する中で、南相馬市の地域の農地を守るため、今後も営農に取り組んでまいります。

受賞者紹介

高ライスセンターの受賞までの歩みとこれから。



高ライスセンターの皆さまと同社の水稲

【会社設立からこれまでの歩み】

昭和60年、原町区高地区の農家9名により「高機械共同利用組合」を設立し、乾燥・調製作業受託事業を開始し、平成14年には、農地貸借を可能とするべく「有限会社 高ライスセンター」を設立しました。同年に自社生産小麦を活用した乾麺「多珂うどん」を商品化しており、現在では、小麦生産量の15%を乾麺に加工し、市内のスーパーや道の駅、高速道路パーキングエリア等で店頭販売をしているほか、ネット販売も行っています。

平成23年、東日本大震災による原子力災害においても、同社は第一原発から20km圏外での事業活動は可能でした。「水稲作付け自粛で収入の柱が無くなり、従業員の雇用をどうしたら守れるか夜も眠れなくなった。たまたま、近隣農地の保全管理作業が受注でき、従業員の雇用を守ることができた。」と佐々木社長は当時を振り返っています。

平成25年、高地区の5haで水稲の放射性物質吸収抑制対策栽培試験に取り組み、放射性物質が基準値以下にコントロールできることを確認すると、翌年からは水稲作付けを震災前の経営面積まで再開し、平成30年には大型乾燥機2基を導入して、200ha超規模にも対応できる設備を整えて現在の大規模営農体制を継続しています。

【将来構想】

「自社の強みである水稲→小麦→大豆の2年3作ブロックローテーションの効率化を突き詰め、今後も規模拡大を計画している。」と佐々木社長は語っています。さらに、「自社と地域農業の将来を見据えると、若年層や新規学卒者の雇用を増やし、経営規模の拡大と地域の農業維持発展を目指していきたい」と次世代の担い手育成にも目を向けられています。



学生の視察研修会に対応する佐々木社長

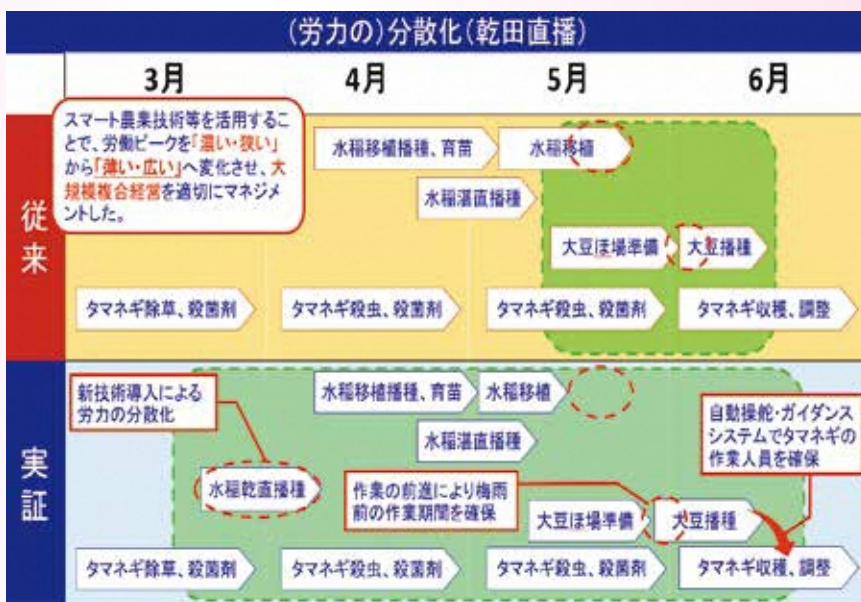
スマート農業取組み紹介

労力の分散化による大規模複合経営の実践

令和2年度から取り組んでいるスマート農業技術実証では、水稻の密苗や大豆播種作業での自動操舵・ガイダンスシステムと併せて、令和3年度は乾田直播栽培を導入し、「水稻×大豆×タマネギ」の大規模複合経営にチャレンジしました。

実証の結果、5月中旬～6月中旬の1ヶ月間に集中していた作業を3月中旬～6月中旬の3ヶ月間に分散させ、労働ピークを「濃い・狭い」から「薄い・広い」へと変化させたことで、大規模複合経営における作業競合を適切にマネジメントすることが可能になりました。

今後は、スマート農業技術をコア技術として、園芸品目との組合せによる新たな経営モデルの創出が期待されます。



令和3年度経営講座(労務管理)を開催しました

相馬地方においては、経営の効率化、ほ場整備を契機とした担い手の規模拡大や集落組織の法人化を背景として、法人設立が増加傾向にあります。しかし、法人の更なる規模拡大や高齢組織を発端とした集落法人の次世代への経営継続に向けた新規雇用の確保、雇用者の労務管理が必要となると予想されます。そこで、経営の高度化、拡大に向けた雇用の確保、活用を進めていく農業経営者等を対象として、労務管理の基本等について講座を開催し、11法人12名が出席しました。

講座では、よもぎた社会保険労務士事務所の所長である蓬田信一氏を講師として招き、労務管理の基礎として、①労務管理の基本事項、②労働保険と社会保険、③労働環境の変化と課題の3つの項目について、先生自身の体験も踏まえてお話しを頂きました。使用者側からみた雇用者の安全・安心に働き続けられる環境づくり、現在の社会情勢を踏まえた働き方改革への対応など内容は多岐にわたり、出席者からも、労働保険の加入等具体的な内容について質問が出されていました。

相双農林事務所では、今後も農業経営体の更なる規模拡大や発展にむけて支援していきます。



経営講座の様子



福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報



はちみつの生産者へのお願い

はちみつの出荷・第三者への譲渡の前には、自主検査を徹底しましょう。
生産量が多いまたは出荷期間が長い場合、出荷期間中の確認も行いましょう。

きのこ・山菜類の出荷について

きのこ・山菜類は、品目や市町村ごと出荷等が制限されていますのでご注意ください。

- 1 出荷制限品目は、市場や直売所などへの出品ができません。
- 2 インターネット等による通信販売（フリマアプリ等を介した個人売買）も出荷に該当します。出荷制限品目の取引はできません。
- 3 出荷制限品目は、第三者に譲渡することができません。
- 4 加工食品の原料として使用することもできません。

※出荷等の規制に関する詳しい情報については、QRコードから県HPを確認願います。

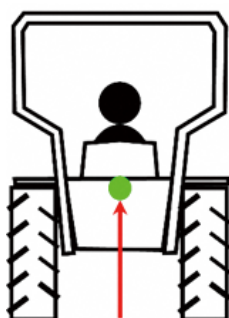


農作業事故が発生しています!!

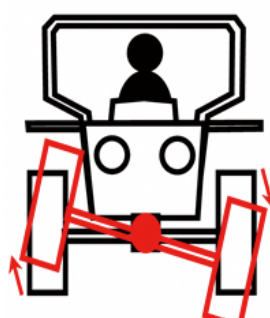


相馬地方では、今年4月から8月末時点まで2件の農作業事故が発生しています。幸い死亡事故には至りませんでしたが、事故調査によると、ちょっとした油断が原因でした。

特にトラクターは、重心が高いため、傾きに弱い（**30度で転倒**）特徴があります。それぞれの機械の特徴を知り、安全に作業を進めましょう！



重心が高い



三輪構造



接地面が狭い

農薬の適正使用について

今年6～8月にかけて、相馬地方で農薬のドリフト事故が多発しています！

飛散防止対策（風向きや防除機の操作方法の確認等）を徹底しましょう。特に、有機農業や特別栽培ほ場へのドリフトは、大きな問題となるので注意が必要です。

<ドリフト事例1> ドローンの操作ミスにより隣接する水稻ほ場へ除草剤が飛散

<ドリフト事例2> ブームスプレーヤーで散布した除草剤が風にあおられ隣接する水稻ほ場へ飛散

農薬はラベル（適用作物、使用方法、使用時期、使用回数等）の内容を厳守し、飛散防止対策を講じることや防除機器の洗浄等を徹底した上で適切な作業を心がけましょう！

万が一、出荷中に農薬の不適正使用が発生した場合は、

ただちに一旦出荷を停止し、至急下記の窓口までご連絡ください。

【窓口】相双農林事務所農業振興普及部 経営支援課：0244-26-1151